

Ⅲ 3. 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

- (注Ⅲ-3-1) J a p a nチャレンジプログラム … 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム。産業界と国が連携して、化審法制定以前から製造・輸入されていた既存化学物質の安全性情報の収集を加速し、化学物質の安全性について広く国民に情報発信する政策プログラム。
- (注Ⅲ-3-2) J - C H E C K … 化審法データベース。厚生労働省、経済産業省及び環境省が、化審法に関する化学物質の安全性情報を広く国民に発信するために作成し、インターネット上で公開している。
- (注Ⅲ-3-3) P O P s条約 … 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約。環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル（P C B）、D D T等の残留性有機汚染物質（P O P s : Persistent Organic Pollutants）の、製造及び使用の廃絶、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。日本等条約を締結している締約国は、対象となっている物質について、各国がそれぞれ条約を担保できるように国内の法令で規制することになっている。対象物質については、P O P s検討委員会（P O P R C）において議論されたのち、締約国会議（C O P）において決定される。
- (注Ⅲ-3-4) C C A処理木材 … 防霉、防蟻等のため、クロム・銅・砒素化合物系木材防霉剤（C C A薬剤）を注入処理等した木材。
- (注Ⅲ-3-5) M S D S制度 … 化管法に基づき、第一種指定化学物質、第二種指定化学物質及びそれらを含む製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡・提供する際、その性状及び取扱いに関する情報（M S D S : Material Safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度。
- (注Ⅲ-3-6) W S S D2020年目標 … 2002年の持続可能な開発に関する世界サミットで合意された「2020年までに人及び環境への悪影響を最小化する方法で化学物質を生産・使用する」という目標。
- (注Ⅲ-3-7) O E C D / H P Vプログラム … 経済協力開発機構（O E C D）を中心に、国際的な協力によって高生産量（H P V）化学物質の安全性情報を収集する取組が開始されており、O E C D / H P Vプログラムは、H P V化学物質（O E C D加盟国の少なくとも1ヶ国で年間1,000トン以上生産されている化学物質）について安全性情報を収集し、有害性のおそれに係る初期評価を行うプログラムである。

(注Ⅲ－3－8) BAT及びBEP … BAT (Best Available Techniques) は「利用可能な最良の技術」、BEP (Best Environmental Practices) は「環境のための最良の慣行」を意味する。

(注Ⅲ－3－9) GHS … GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」、即ち、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報が一目で分かるよう、ラベル表示したり、安全データシートを提供したりするシステム。2003年に国際連合によって採択された。

Ⅲ 5. 環境保全の人づくり・地域づくりの推進

(注Ⅲ－5－1) 事例集やデータベースの詳細は、以下を参照。

◇環境教育・学習情報データベース (ECO学習ライブラリー) について

→<http://www.eeel.go.jp/>

(環境省・文部科学省ホームページ)

◇環境カウンセラーについて

→<http://www.env.go.jp/policy/counsel/02.html>

(環境省ホームページ)

◇事業型環境NPO・社会的企業になるためのポイント集について

→<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/index.html>

(地球環境パートナーシッププラザ・ホームページ)

◇地球温暖化対策地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定マニュアルの参考資料 (地方公共団体における施策事例) について

→http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/manual0906.html

(環境省ホームページ)

(注Ⅲ－5－2) 「循環・共生・参加まちづくり表彰」等の詳細は、以下を参照。

◇「循環・共生・参加まちづくり表彰」について

→http://www.env.go.jp/policy/info/sympo_01.html

(環境省ホームページ)

◇〈参考〉

全国市長会では、「環境都市の挑戦～都市における低炭素社会に向けたまちづくり事例集～」を策定し、地域における先進的事例を普及啓発しています。

(別表)

「化学物質の環境リスクの低減に向けた取組」の進捗状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
化学物質対策の動向		<ul style="list-style-type: none"> ・ ICCMにおいて SAICM採択 ・ 第3次環境基本計画 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法施行令改正 ・ 環境基本計画第2次点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法改正
指標					
総合的環境指標	PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の大気への排出量	33,132	29,410	27,335	22,725
	PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の公共用水域への排出量	7,938	7,741	7,693	7,480

		指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
重点調査事項①: 科学的な環境リスク評価の推進	《化学物質の安全性情報の収集・発信に係る取組状況》						
	<既存化学物質の安全性情報の収集> ※いずれかの試験のみ行ったものを含む	分解性・蓄積性試験(累積物質数)	1675	1690	1698	1708	1722
化学物質対策の動向	Japanチャレンジプログラムのスポンサー登録数 (累積登録物質/募集対象)	人健康影響試験(累積物質数)	—	—	—	893	集計中
		生態毒性試験(累積物質数)	463	485	—	565	597
		67/132	73/132	87/132	94/132	96/132	
《環境中における化学物質のモニタリング実施状況と今後の方向性》							
<化学物質環境実態調査>	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数[物質]		345	379	330	344	220
	ベンゼンの環境基準超過地点数/調査地点数	18/458	13/451	3/459	1/451	未集計	未集計
<有害大気汚染物質モニタリング調査>	総水銀の指針値超過地点数/調査地点数	0/320	0/302	0/308	0/293	未集計	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/406	1/388	0/402	0/397	未集計	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/406	0/397	0/399	0/399	未集計	未集計
	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数/調査地点数	0/405	0/399	0/395	0/399	未集計	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数/調査地点数	0/378	0/377	0/362	0/378	未集計	未集計

<p><公共用水域水質測定></p>	ベンゼンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3588	0/3559	0/3596	0/3487	未集計
	総水銀の指針値超過地点数／調査地点数	0/4394	0/4273	0/4254	0/4182	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数／調査地点数	1/3644	0/3615	1/3633	2/3586	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3771	0/3736	0/3744	0/3667	未集計
	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3770	0/3735	0/3744	1/3669	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数／調査地点数	2/710	1/635	0/631	0/538	未集計
	ベンゼンの環境基準超過地点数／調査地点数	2/3389	0/3485	0/3396	0/3238	未集計
	総水銀の指針値超過地点数／調査地点数	3/3120	3/3234	5/3233	2/2944	未集計
	ジクロロメタンの環境基準超過地点数／調査地点数	0/3381	0/3455	0/3370	0/3276	未集計
	トリクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	11/3968	6/3911	7/3948	3/3658	未集計
	テトラクロロエチレンの環境基準超過地点数／調査地点数	6/3961	13/3922	12/3938	9/3660	未集計
	塩化ビニルモノマーの指針値超過地点数／調査地点数	0/139	1/114	0/164	0/266	未集計
<p><地下水質測定の概況調査></p>	ダイオキシンの汚染状況調査を行った地点数／検体数：大気	825/3086	763/2822	740/2691	721/2541	未集計
	ダイオキシン類の大気環境基準超過地点数／調査地点数	1/825	0/763	0/740	0/721	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：水質	1912/2550	1870/2475	1818/2412	1714/2255	未集計
	ダイオキシン類の水質環境基準超過地点数／調査地点数	39/1912	39/1870	45/1818	28/1714	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：底質	1623/1730	1548/1640	1505/1575	1398/1463	未集計
	ダイオキシン類の底質環境基準超過地点数／調査地点数	6/1623	4/1548	8/1505	6/1398	未集計
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：地下水	922/924	878/881	759/762	634/635	未集計
	ダイオキシン類の地下水環境基準超過地点数／調査地点数					
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：地下水					
	ダイオキシン類の地下水環境基準超過地点数／調査地点数					
	ダイオキシン類の汚染状況調査を行った地点数／検体数：地下水					
	ダイオキシン類の地下水環境基準超過地点数／調査地点数					

＜ダイオキシン類の人へのばく露実態調査＞	耐容一日摂取量(TDI) 4pg-TEQ/kg/day	1.2191	1.0588	1.1281	0.9365	未集計
<p>＜ナノマテリアルに関する知見の充実＞</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドラインの策定 ・ナノマテリアル製造事業者等における安全対策のあり方研究会報告書の策定 ・「ヒトに対する有害性が明らかでない化学物質に対する労働者ばく露の予防的対策に関する検討会（ナノマテリアルについて）報告書」の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ナノ材料リスク評価書(中間報告版)の公表 ・ナノマテリアル情報収集・発信プログラムの結果を公表
<p>＜化学物質の最適管理を目指すリスクトレードオフ解析手法の開発＞</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤及びブラスチック添加剤のリスクトレードオフ評価書の作成
<p>重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進</p>						
<p>《PRTR制度の運用状況と課題》</p>						
<p>＜PRTR制度の運用状況＞</p>	届出事業所数	40877	41054	40845	39472	
<p>＜化管法政省令改正＞</p>	届出排出・移動量	489,455	471,640	457,517	400,008	
<p>＜PRTRデータの公表方法の拡充＞</p>					化管法施行令の改正	化管法省令の改正(H22.4.1)
<p>＜PRTR制度に係るマニュアル等の整備＞</p>					個別事業所ごとのPRTRデータをHPで公表	PRTRデータの公表
<p>《リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況》</p>					PRTR排出量等算出マニュアル改訂	

<p><リスクコミュニケーションに必要な情報の公表></p>	<p>ファクトシートの作成対象物質 (※1)作成済み物質の情報更新を含む (※2)毒性等データ部分のみ作成したものを 含む</p>	<p>159(※1)</p>	<p>209(※1)</p>	<p>259(※1)</p>	<p>309(※1)</p>	<p>343(※1)(※2)</p>
<p><下水道に係る水系水質リスクへの対応></p>	<p>・下水道におけるPRTRガイ ドラインの策 定 ・事故対応マ ニュアルの作 成</p>	<p>43</p>	<p>50</p>	<p>44</p>	<p>41</p>	<p>・下水道における対応方策に ついて検討</p>
<p><化学物質アドバイザーの派遣></p>	<p>アドバイザ一派遣数</p>	<p>4</p>	<p>3</p>	<p>2</p>	<p>2</p>	
<p><リスクコミュニケーションの場の提供></p>	<p>円卓会議</p>					
<p>《その他》</p>						
<p><化学物質に関する情報共有の推進></p>						<p>化学物質審査 規制法を改正 し、関係省庁 への情報提供 の規定を新設</p>
<p><連携施策群による各省化学物質関連施策の連携強化等></p>	<p>タスクフォース会合(各省連絡会議を兼 ねる)の開催回数</p>	<p>7</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>	
<p><CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理></p>	<p>対象施策成果報告会(一般公開のシン ポジウム)の参加者数</p>	<p>204</p>	<p>276</p>	<p>244</p>	<p>244</p>	<p>(科学未来CAN) (灘尾ホール) (灘尾ホール)</p>
<p>重点調査事項③：国際的な観点に立った化学物質管 理の取組</p>						<p>現行の対応状況や課題の把 握等を含め、情報収集を実施</p>
<p>《SAICMに沿った化学物質管理の取組》</p>						
<p><化審法の改正></p>						<p>化学物質審査 規制法の改正</p>
<p>《国際協調に基づく環境リスクの評価等》</p>						

<p><POPs対象物質に対する措置></p>					<ul style="list-style-type: none"> ・POPs条約に追加された物質を化審法の第一種特定物質に指定 ・POPs条約に追加された農薬用途に関連する物質を農取法の販売禁止農薬に指定(平成22年4月施行)
<p><水銀汚染対策への国際的な貢献></p>				<p>国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会で水銀規制に関する条約の制定に合意</p>	
<p><農薬登録制度の刷新に向けた取組></p>				<ul style="list-style-type: none"> ・作物残留性試験へのGLP導入 ・作物残留性試験として必要となる試験例数の見直しについて検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜代謝・残留試験ガイドライン導入について検討
<p><日中韓の化学物質管理に関する連携強化の取組></p>		<p>第8回日中韓三カ国環境大臣会合で化学物質管理に係る情報交換を進めることに合意</p>	<p>日中韓化学物質管理政策ダイアログの開催</p>	<p>日中韓GHS専門家会合の開催</p>	

(注)「平成21年度」の施策のうち、一部に平成22年度の施策を含む。